

宮崎県立図書館  
宮崎県史デジタルアーカイブ提供システム  
構築及び運用保守等業務仕様書

令和6年5月  
宮崎県

## 1 総則

### 1. 1 適用範囲

本仕様書は、宮崎県が発注する宮崎県史デジタルアーカイブ提供システム構築及び運用保守等業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

### 1. 2 目的

宮崎県立図書館では、現在運用中の「宮崎県立図書館貴重書デジタルアーカイブ」システムに加えて、宮崎県史デジタルアーカイブ提供システムを新たに構築し、導入することとしている。

宮崎県が置県 140 年を迎えたことを機に、当館からより積極的に県の歴史に関する充実した情報を発信するとともに、県民をはじめとする利用者が、来館のみならずインターネットを経由してこうした情報に簡便かつ速やかにアクセスできる環境を構築することで、郷土の歴史を学び、調査研究し、その魅力に触れる機会を広げることを目的として、宮崎県史のデジタルアーカイブ基盤を整備するもので、この事業を通じて、地域資料を収集・整理・保存・活用する拠点として、さらには県民の調べたい、学びたいといった知的探求の活動に応える文化施設としての県立図書館の使命を従来以上に果たし、次世代に伝え残していくことを目的とする。

### 1. 3 調達範囲

本システムの稼働に必要な全ての業務を一括して発注する。本システムは WEB アプリケーション方式とし、システム全体において最新の技術を適用して高い完全性（システムの壊れにくさ）を実現するとともに、開発及び保守に係るトータルコストの低減化及びサービスの品質保証を図るものとする。

本業務の調達範囲は次のとおりである。

#### (1) 宮崎県史の電子データ化

詳細については、電子化業務仕様書に別途示す。

#### (2) システムの環境構築

#### (3) データ登録・システム稼働

ア データ登録

イ システム及びデータ検証

#### (4) システム運用保守

ア システムの運用及び保守

イ 障害対応

### 1. 4 契約期間

契約期間は契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

なお、以後のシステム運用保守等業務については、年度ごとに別途契約する。

## 1. 5 納入物

### (1) 報告書類

次のものを各々紙媒体2部ずつ納入し、電子ファイルも電子媒体に格納した上で、1部提出すること。

ア 実施計画書

イ 操作マニュアル

ウ その他必要なもの

エ 業務完了報告書

### (2) 電子ファイル

電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、Powerpointのいずれかの形式又はPDF形式(PDFファイル内の文字検索が可能なこと。)のいずれかで提出すること。

### (3) 宮崎県史電子化データ

詳細については、電子化業務仕様書に別途示す。

## 1. 6 納入期限

令和7年3月31日までに納入すること。

## 1. 7 納入場所

宮崎県立図書館(宮崎市船塚3丁目210番地1)及び当館が指定する場所

## 2 基本要件

### 2. 1 対象とするデータについて

#### (1) 対象資料

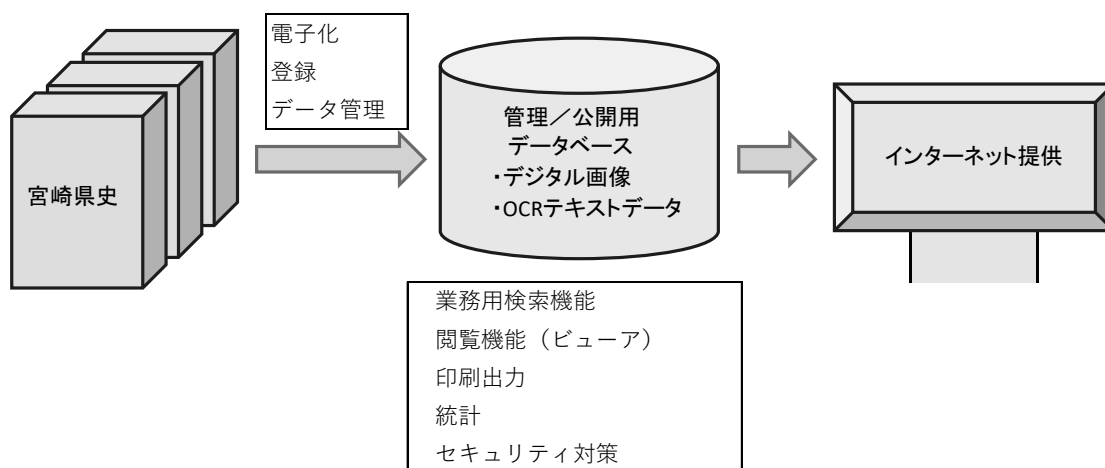
- ・宮崎県史通史編7巻(①原始・古代1、②古代2、③中世、④近世上、⑤近世下、⑥近現代1、⑦近現代2)
- ・宮崎県史資料編2巻(①民俗1、②民俗2)
- ・宮崎県史別編2巻(①民俗、②年表)

#### (2) 処理作業

当館で用意した資料を裁断してスキャニングし、画像化する。

### 2. 2 デジタルアーカイブ提供システムのイメージ

本システムに求められる基本的なイメージを下記に示す。



## 2. 3 システムの基本的な仕様要件

- ・インターネット環境が整っていれば、どこからでもデジタルデータを登録・更新・公開／非公開設定が可能であること。
- ・登録・更新・公開／非公開設定が可能な権限管理に関しては、ID/Pass による管理とともに、IP アドレスによる管理も可能とすること。
- ・宮崎県史の全文検索が可能であること。
- ・目録データ内の県史書名、刊行年、部・章・節、資料名等からの検索を可能とし、該当する資料の表示、閲覧を可能とすること。
- ・上記該当レコードには、国立国会図書館・国立公文書館等外部サービスとの連携が可能であること。
- ・検索結果の該当ページより、該当書の前後ページ参照が可能で、利用者の環境において通読が可能であること。
- ・異体字検索・多言語対応が可能であること。
- ・本システムでは、各レコードに静止画・動画・PDF の登録・更新・公開／非公開設定が可能であること。
- ・FaceBook、X、Instagram 等の SNS に情報を発信できること。
- ・Google 等の検索エンジンに対する SEO (Search Engine Optimization) 対策が可能であること。
- ・検索やページ遷移の高速化のための工夫を行っていること。

## 2. 4 システム構築環境

### (1) 本システムの構成

本システムはサーバで集中管理することとし、管理・登録業務は、本システムの管理用端末にて操作を行い、ホームページ上で提供する利用者向けのサービスはインターネットを介して各利用者に提供するものとする。

## (2) サーバ機器等環境

必要となるサーバについては、請負者が調達するクラウドサーバを利用するものとし、稼働環境として必要となる OS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェア、画像等のデータを保存するストレージ及びファイアウォール、バックアップその他は、請負者が準備した上で、システムを構築すること。

## 3 システム要件

### 3. 1 システム構成

本システムの構成について、ネットワーク環境等を調査し、本システムの導入等について検討すること。

- (1) 2. 4システム構築環境の基にシステムを構築し、当館が準備する環境以外の機器やソフトウェアについては、請負者で準備するとともに、ストレージやファイアウォール等の集中管理に必要な機器は常時稼働させること。
- (2) システムの安定稼働やデータ保全を考慮したシステム構成とすること。
- (3) ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）が定めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを使用するなど、3. 3セキュリティ要件を考慮したシステム構成とすること。

### 3. 2 ソフトウェア要件

#### (1) ソフトウェアの検討

本システムはクラウドサービスで提供すること。本システムの利用開始後の OS やソフトウェアのバージョンアップが必要な場合は、請負者が実施の可否を決定し、請負者の費用負担において必要な対応をとるものとする。

#### (2) ソフトウェア仕様

	必須仕様項目
ア	アイコン、プルダウンメニュー等を利用し、利用者にGUI（グラフィックユーザーインターフェイス）に優れた動作環境を提供できること。
イ	OS等のソフトウェアについては、利用期間中のサポートがあること。本システムの利用期間内は、OSを含むソフトウェアの開発元等からの商用サポートが受けられるものとする。
ウ	利用者サービスの提供に当たっては、特殊なソフトウェアをインストールさせることなく、提供が可能なこと。
エ	EUC（エンド・ユーザ・コンピューティング）による作業効率向上に対応したシステムとすること。
オ	修正パッチ等は、最新の状態まで適用されていること。
カ	プログラムの作成、保守及び実行を管理する上で必要なユーティリティソフトウェアを備えていること。

### 3. 3 セキュリティ要件

- (1) 情報の改ざん、漏えい等、システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピューターウイルス等のセキュリティ対策、個人情報の保護等に万全を期し、機密性、完全性、可用性、暗号化通信等、セキュリティに必要な機能について検討すること。
- (2) システムログ、アクセスログ等を取得し、必要な期間、蓄積できること。
- (3) 外部公開するシステムのため、サーバ、ファイアウォール、WEB アプリケーション等に対して脆弱性がないことを検査ツール等で確認・証明の上で導入を行い、運用中に新たな脆弱性が発見された場合は対処すること。

### 3. 4 機能要件

#### (1) ユーザー管理機能

管理システムを県担当者が利用する際に、県担当者が入力する ID とパスワードによって認証を行う。

##### ア 認証

ID とパスワード及び IP アドレスで県担当者の認証を行う。

##### イ ID・パスワード管理

県担当者の氏名・ログイン ID、パスワードの管理、権限の管理（表示、登録、編集、削除）を行う。

##### ウ アクセス制御

ID とパスワードを持たない外部からは管理機能へのアクセスを禁止する。

##### エ アカウント発行権

県担当者は本システムにアクセスできる範囲を設定し、外部担当者にアクセス（データ登録・更新）のための ID とパスワードを発行・管理できることとする。

#### (2) メタデータ管理機能

##### ア 検索機能

システム上で取り扱う全ての対象物の基本文字情報中から検索し、表示する。

検索方法は、一つの入力欄にキーワードを入力して検索する簡易検索、項目ごとに検索項目を指定する詳細検索を有する。

検索手法は、検索対象やキーワードが増えても速度が大きく損なわれることのないよう、全文検索等のインデックスを用いる。

検索結果は、規定した件数ずつページを分割して一覧形式で表示する。

##### イ 目録データ

目録に関する基本文字情報を入力する。

##### ウ 収蔵物データ

収蔵物に関する基本文字情報を入力する。

##### エ その他データ

地域における記録と公開のための写真や動画に関する基本文字情報を入力する。

(3) 画像・動画（その他コンテンツデータ）管理機能

システム上で取り扱う対象物ごとに画像データを管理（表示、登録、編集、削除）、検索する機能を有する。

ア 検索機能

システム上で取り扱う全ての画像の基本文字情報中から検索し、表示する。

イ 画像データ

画像に関する基本文字情報を入力する。また、任意の数の画像ファイルをアップロードして登録できるようにする。その際、オリジナルで取り扱っている物品画像の高精細画像をもとに、クライアント PC 上でスムーズな表示（概ね 1 秒以内）が行える。

なお、次の機能を有する。

- ・多段階表示（拡大、縮小。マウスホイール連動）
- ・画像拡大時の表示位置移動（マウストラッグ連動）
- ・全画面表示切替え
- ・画像全体と表示部分の関係を示すナビゲーションの表示
- ・画像表示状態再現の URL 表示

元画像は JPEG2000、TIFF、JPEG、PNG のいずれにも対応できること。

(4) 本システムでデジタルアーカイブ化が可能なデータ

登録・管理できるコンテンツの具体的な規格は、以下の表を参照すること。なお、静止画像の場合、登録できる 1 ファイルの画像 7 GB 以上の実績があること。

種別	原データ形式	登録形式	配信データ形式
文書	Office, PDF	PDF	PDF
画像	RAW TIFF/PNG/JPEG/GIF/BMP	TIFF/PNG/JPEG/GIF/	JPEG
動画	MPEG	MP4 (H.264/AVC)	MP4
音声	MPEG/MP3/WAVE	AAC	AAC

(5) フリーワード検索

自由な語句で手軽に検索が可能であること。

検索対象とするメタデータ項目を自由にカスタマイズ可能であること。また、複数語句を入力し AND 検索ができ、OR 検索、AND/OR をユーザが指定することが可能であること。

(6) 詳細検索

詳細な条件を指定して検索が可能なこと。メタデータ項目ごとに条件を指定して検索できること。

項目ごとに、テキストボックス、ドロップダウンリスト、チェックボックスなどが設置でき、利用しやすさを配慮できるものであること。

- (7) 地図検索（領域指定）  
地図上で領域を指定して検索が可能なこと。  
GoogleMap 等を表示し、マウス操作で簡単に領域を指定し、その結果が検索結果に反映できること。
- (8) 地図検索（市区町村）  
地図上で市区町村をクリックして検索が可能であること。  
複数の市区町村を選択で、地区町村ごとのコンテンツ件数が表示でき、その結果が検索結果に反映できること。
- (9) 新着コンテンツ検索  
新しく追加されたコンテンツの一覧を表示可能なこと。
- (10) 検索結果表示  
検索結果をリスト形式、サムネイル形式などで表示可能なこと。
- (11) 詳細表示  
メタデータなどのコンテンツの詳細表示が可能なこと。
- (12) 多言語対応  
メタデータを多言語で表示し、検索が可能なこと。  
Microsoft や Google 翻訳サービスで機械翻訳が行えること。
- (13) コンテンツ閲覧管理
- ア 画像、動画、音声、PDF、360 度球天画像が表示できること。また、表示に際してはモニタに全画面表示することが可能であること。
  - イ 画像表示  
画像データを表示するにあたり、拡大・縮小、回転ができ、彩度やコントラストなど、詳細な調整ができ、パンウィンドウ表示が可能であること。
  - ウ 画像重ね合わせ表示  
2 枚の画像を重ね合わせ表示し、スライダーで透明度を調整できること。
  - エ コンテンツ切り替え  
1 つのコンテンツに対して複数の画像を紐付け表示できること。利用者によって選択が可能なこと。
  - オ 画像引用  
マウスで画像領域を指定し、URL を発行し、URL をブログなどに貼り付けて、画像を引用することが可能なこと。
  - カ ダウンロード  
静止画・動画・PDF 等でダウンロードが可能なビューア又は不可なビューアを設定できること。
  - キ クリエイティブ・コモンズ表示  
二次利用を許可したコンテンツに対して、クリエイティブ・コモンズマークを表示でき、またコンテンツごとに指定が可能なこと。



#### ク 閲覧権設定

コンテンツに閲覧権を指定でき、フリーで閲覧可能か、ユーザ認証が必要かを設定可能なこと（ユーザの権限を細分化する事が可能であること）。

#### ケ 外部連携

Facebook や X などに利用者が簡単に引用できるボタンを設置できること。

国立国会図書館ジャパンサーチとの連携を行うために NDL サーチの連携方式に対応できること。

#### コ 管理サービス

##### ・アカウント管理

管理アカウントを作成／更新／削除でき、アカウントごとに詳細な権限を付与することができ、権限は設定が可能なこと。

##### ・お知らせ管理

お知らせの作成／更新／削除が可能なこと。

##### ・利用者ユーザ管理

利用者ユーザを作成／更新／削除でき、アカウントごとに詳細な権限を付与することが可能なこと。

##### ・アクセスログ管理

検索ログ（検索に使用された語句の統計）を取得でき、閲覧ログ（閲覧されたコンテンツの統計）の取得が可能なこと。

##### ・管理ログ

管理サービスの操作が記録可能なこと。

##### ・コンテンツ管理

メタデータの更新、サムネイルの設定などができ、ステータスの種類（公開／非公開など）が設定可能なこと。

##### ・メタデータアップロード

メタデータファイルをアップロードして一括更新が可能なこと。

##### ・ギャラリー管理

利用者に訴求したいコンテンツをギャラリーとして表示するための編集が可能であること。

##### ・アーカイブされたメタデータ、画像データ、動画データ等を管理者が任意にダウンロード可能なこと。

#### サ データアップロード機能

##### ・コンテンツファイルアップロード

画像／動画／音声／PDF をアップロードが可能で、静止画は、TIFF / JPEG が可能であること。

##### ・メタデータアップロード

メタデータファイルは、CSV を使用可能なこと。

- ・画像圧縮

サーバのストレージ容量を節約するため、画質を測定し、必要最小限の容量まで圧縮して登載可能なこと。

### 3. 6 非機能要件

(1) セキュアコーディング、WEB サーバの設定等は、対策の強化をすること。

(2) パフォーマンス要件

請負者は本システムのパフォーマンスについて当館が支障なく運用できるよう最大限配慮すること。

(3) 公開システムは、原則として 24 時間とし、365 日利用可能（メンテナンス時間を除く。）なシステム構成とすること。

(4) 一部の機器やサービスの停止等の障害が発生した場合、図書館サービスの利用には影響を与えないこと。

(5) 拡張性要件

ア 外部の機関に対し、容易に機器等の拡張や連携が可能なシステム構成とすること。

イ 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

## 4. 本業務に当たっての基本事項

### 4. 1 システム構築

請負者は当館の業務内容を理解するとともに当館の意向を十分把握し、そのための最適なシステムが構築できるよう、仕様書の内容全てを考慮した上での業務計画及びその計画に基づく作業を行うこと。

### 4. 2 システム稼働

(1) システムテスト

システム本稼働前に、システムの機能を検証するためのテスト運用を整備場所で行い、結果を当館に報告し、不備があれば本稼働までに改善すること。

(2) 運用支援

操作マニュアルを納入物として提供するほか、システム稼働に当たっては、5. 保守・運用・管理等に基づいて対応すること。

### 4. 3 プロジェクト管理

本業務においては、それが適正に実施されるように、請負者として全ての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、当館への迅速な状況報告等）を徹底すること。

## 5. 保守・運用・管理等

### 5. 1 システムの運用及び保守

本整備機器が所定の性能及び機能を確保できるよう十分な情報交換、連携作業を維持し、円滑なシステム運用ができるように技術支援を行うこと。

### 5. 2 障害等への問い合わせ対応等

(1) 障害が発生した場合は、当館と連携して速やかに復旧の措置をとること。

取扱いの過誤によらない原因で設備の故障、損傷などの不良・不備と認められる箇所が生じた場合には、請負者において速やかに修理すること。ただし天災においては、この限りでない。

(2) 対応時間

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日などは含まない。）とする。

ただし、緊急を要する場合は、その都度協議の上で対応すること。

(3) データに係るトラブル

サーバ障害時にデータに係るトラブルが発生した場合は、バックアップデータからのリストアを行うなどのデータ復旧作業を速やかに行うこと。

### 5. 3 提案

システム運用等に関する有益な提案があれば提出すること。

## 6. その他

上述以外に有益な提案があれば提出すること。

## 7. その他の基本事項

### 7. 1 権利義務の譲渡等の禁止

請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ当館の承認を得た場合は、この限りでない。

### 7. 2 資料提供

(1) 請負者から当館に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、当館と請負者が協議の上、当館は請負者に対し、無償でこれらの提供を行う。

(2) 請負者は、当館から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 請負者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を当館に返還し、又は当館の指示に従った処置を行うものとする。

(4) 当館及び請負者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面により行うものとする。

#### 7. 3 作業場所の特定

請負者は、本業務の実施に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定し、作業場所を特定したことを示す書類（任意様式）を当館に提出するものとする。また、請負者は、当館に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

#### 7. 4 瑕疵担保責任

本業務の検査完了後、瑕疵が発見された場合、請負者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において請負者の責任は、本業務の検収完了日から 12 か月以内に請求があった場合に限る。

#### 7. 5 特許権等の使用

請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当館がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、当館は、請負者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

#### 7. 6 損害賠償

請負者は、自らの責めに帰する理由により、本業務の実施に関し当館又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 7. 7 守秘事項等

(1) 本業務における成果物品（中間成果を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(2) 本業務の実施に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 7. 8 再委託の禁止

請負者は、当館の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

#### 7. 9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、当館と請負者とが速やかに協議して定めるものとする。また、その協議のほか、提出書類、検査、報告、打合せ等に用いる言語は日本語とする。